

汚染拡散防止対策(おせんかくさんぼうしたいさく) | *

土壌・地下水汚染において、応急対策には人による摂取防止対策と汚染拡散防止対策がある。後者は、汚染土壌による公共水域及び地下水の汚染防止対策、対象物質の飛散等防止対策及び汚染地下水の拡散防止対策に分類できる。実施に当たっては、周辺地域の状況等を勘案し適切な処置を講ずる。

(佐々木)